

## ○反社会的勢力への対応に関する規程

（目的）

**第1条** この規程は、みやざき農業共済組合（以下「組合」という。）における反社会的勢力との一切の関係を排除するための事項を定めることにより、反社会的勢力による被害を防止するとともに、組合の社会的責任を果たすことを目的とする。

（定義）

**第2条** 反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とし、以下に掲げる属性要件に該当するもの並びに、暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求などの行為要件に該当するものも含むものとする。

- （1）暴力団及びその構成員、準構成員
- （2）暴力団関係企業及びその役員、従業員
- （3）不当な利益を要求する団体及び個人
- （4）社会運動を標榜して不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員

（基本方針）

**第3条** 組合は、反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、役員が適切に関与し組織として対応する。

- 2 反社会的勢力対応部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築するよう努める。
- 3 反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した、適切な事前審査の実施や契約書等への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止する。
- 4 反社会的勢力からの不当な請求等を防止するため、共済金等の支払審査を適切に行うための態勢を整備する。
- 5 引受事後検証の実施等により反社会的勢力であることが判明した場合には、統括部署を経由して役員の適切な指示のもと対応する。外部専門機関と連携し資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備する。
- 6 反社会的勢力により不当要求がなされた場合は、統括部署を経由して役員の適切な指示のもと対応する。積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、刑事事件化を躊躇しない。

（体制）

**第4条** 反社会的勢力からの不当要求に対応する部署は、当該不当要求を受けた部署（以下「対応部署」という。）とする。

- 2 反社会的勢力からの不当要求に関する対応、管理を統括する部署（以下、「統括部署」という。）は総務企画課とする。

（不当要求への対応）

**第5条** 各部署は、反社会的勢力との関係の排除を図らなければならない。

- 2 反社会的勢力からの不当要求を受けた対応部署は、直ちに統括部署に報告し、対応について協議するものとする。

3 前項の報告を受けた場合、統括部署は必要に応じて、警察、宮崎県暴力追放センター、弁護士等へ相談又は通報を行うとともに、各部署に必要な情報提供を行う。

(役員等への報告)

第6条 統括部署は、反社会的勢力から不当要求等があった旨報告を受けた場合、直ちに参事に報告するとともに、対応状況に関し組合長に報告する。

2 前項において報告を受けた参事は、事案の内容等の重要性等に応じ、速やかに理事会に報告しなければならない。

(他機関との連携)

第7条 統括部署は、平素から、警察、宮崎県暴力追放センター、弁護士等の外部専門機関等との連携関係を構築するよう努めなければならない。

#### 附 則

(改正手続)

第8条 この規程の改正は、理事の過半数によって定める。

(実施)

第9条 この規程は、平成26年12月3日から実施する